

都市計画法施行令第25条第2号ただし書及び第4号に係る審査基準

1 予定建築物の用途が住宅の場合

開発区域の面積	道路幅員
0.3ヘクタール未満	4.0m以上
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	6.0m以上
1.0ヘクタール以上	6.0m以上

2 予定建築物の用途が社会福祉施設等の場合

開発区域の面積	道路幅員
0.3ヘクタール未満	4.0m以上
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	6.0m以上
1.0ヘクタール以上	6.0m以上

※上記の「社会福祉施設等」とは、都市計画法施行令第21条第26号ロに該当する施設である建築物及び老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームに該当する建築物とする。

3 予定建築物の用途が学校、病院等の場合

開発区域の面積	道路幅員
0.1ヘクタール未満	4.0m以上
0.1ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	6.0m以上
1.0ヘクタール以上	9.0m以上

※上記の「学校、病院」とは、都市計画法施行令第21条第26号イ、ハ及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律第2条第6項及び第7項に該当する施設である建築物とする。

※ただし、国・県道に面する開発行為については、道路幅員を6.0m以上とする。

4 予定建築物の用途が商業施設、流通業務施設、工場等の場合

開発区域の面積	道路幅員
0.1ヘクタール未満	4.0m以上
0.1ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	6.0m以上
1.0ヘクタール以上	9.0m以上

※ただし、草加工業開発土地区画整理事業及び草加八潮工業開発土地区画整理事業の施行済区域内で、用途地域が工業地域及び工業専用地域については、道路幅員を6.0m以上とする。

※ただし、国・県道に面する開発行為については、道路幅員を6.0m以上とする。

5 特定工作物の場合

開発区域の面積	道路幅員
0.1ヘクタール未満	6.0m以上
0.1ヘクタール以上	9.0m以上

6 根幹となる道路から開発区域終端までの区間から先については、通行上支障がない建築基準法に基づく道路とする。

7 施行期日

この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。

<参考図>

